奨 学 生 願 書

_		提出日:令和	年 月 日			
フリガ゛ナ			性 別			
氏 名		男・女				
生年月日	年 月	日生 (支) ※西暦で記入			
所 属	学部・学群	学科・学類				
学生番号		年 次				
奨学金種類	□ 学業奨励奨学金 □ スポー ※該当項目の□に√をする。併願の場合は別の用紙					
現住所	携帯:	E-mail				
上 出 願 理 由						

※応募書類は審査目的以外に使用されることはありません。

スポーツ奨学金申請者のみ

活動報告書

		111 200	IN H				
				提出日:令和	年	月	目
団体名							
フリガナ							
代表学生				印			
所 属	(学籍番号:)		学部・学群		年次
顧問教員				印			
活大課等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							

※応募書類は審査目的以外に使用されることはありません。

※団体競技での実績を個人で申し込むことはできません。必ず顧問に相談して下さい。

※団体申請は1団体1申請までとし、複数申請することはできません。

誓 約 書

令和6年度名桜大学奨学生	として、_	
名桜大学奨学金規程を守り、	奨学生と	しての責務を果たすことを誓います。

-							提出日	: 令和	年	月	日
所		属			学部•学群	年次	学生番号	킂			
	フリガナ										
氏		名					印	性別	男	•	女
生	年 月	日		年	月	日:	生				
本	人現住	所	₹			TEL		()		
家	族(住	所	₸			TEL		()		
奨学	銀行	名		銀行	支店名		支店	店番号			
金振	預金種	類			口座番号						
込	フリカ゛	†									
口座	口座名義	人									

- *振込口座は、奨学生本人の口座を記入すること。
- *スポーツ奨学金の団体申請は、部・サークルの口座を記入すること。 (個人口座不可)

【規程抜粋】

- 第15条 学長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、学生サポート委員会の議を経て奨学金の支給を取り消すことができる。
 - (1) 奨学金の支給年度において、学業成績及び性行が著しく不良となったとき。
 - (2) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないと認められたとき。
 - (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
 - (4) 休学又は除籍・退学等の懲戒処分を受けたとき。
 - (5) 傷病等により成業の見込みがなくなったとき。
 - (6) 願書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 第16条 前条の規定により、奨学金の支給を取り消された場合は、当該年度に支給された奨学金の全部又は一部を返還させることができる。